

国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所自己評価委員会規程

〔平成 3年 7月17日〕
制 定

改正 平成 9年 6月18日 平成11年 6月 9日
平成12年 5月17日 平成13年 4月 1日
平成14年 5月16日 平成16年10月14日規則第213号
平成17年 5月12日規則第27号 平成18年11月 9日規則第64号
平成21年 1月15日規則第 2号
平成25年 2月14日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 1号
平成25年10月10日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第16号

（設置）

第1条 国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所規程第11条第1項の規定に基づき、アジア・アフリカ言語文化研究所（以下「研究所」という。）に、自己評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副所長
- (2) 情報資源利用研究センター長
- (3) フィールドサイエンス研究企画センター長
- (4) 研究所教授会において選出された者4名
- (5) その他所長が必要と認めた者

（任期）

第3条 前条第4号及び第5号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（所掌事項）

第4条 委員会は、研究所の研究教育水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、研究教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、第2条第4号の委員の中から選出する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第6条 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

2 委員会は、必要に応じ委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会に関する庶務は、研究協力課において処理する。

附 則

この規程は、平成3年7月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年6月18日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 11 年 6 月 9 日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程施行後、現委員の任期は、第 3 条の規定にかかわらず、平成 13 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 5 月 17 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 5 月 16 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 16 年 10 月 14 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 17 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 10 日から施行する。